

港区地域強靱化計画(素案)の概要

1. 概要

(1) 策定の背景

区が行っている、災害時の避難所の機能強化、土砂災害警戒区域等におけるがけ・擁壁の安全対策、風水害時の施設機能の確保のための浸水対策、災害時の感染症対策などの地域性を踏まえた防災対策を、国の支援制度を活用し、更に効果的かつ総合的に推進していくため、各分野施策に対する横断的指針として本計画を策定します。

(2) 位置づけ

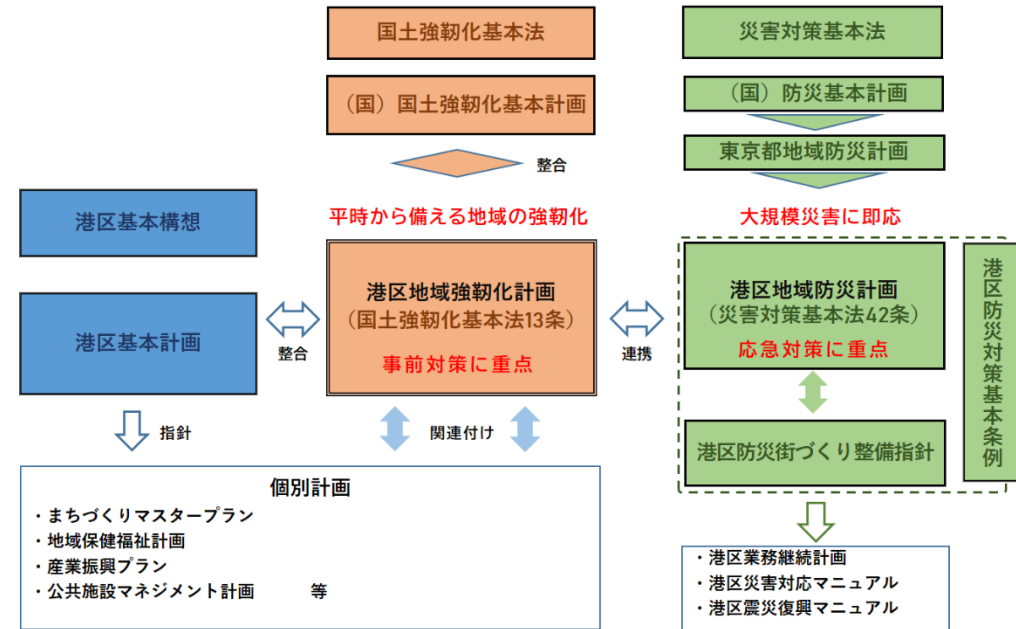
本計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づき、港区における強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として、港区基本計画との整合や各個別計画との関連の下で、地域の強靱化に向けた具体的取組を示すものです。

また、区では災害対策基本法に基づき、各種災害に対し応急対策に重点を置きつつ、予防から復旧までの対策を網羅的に定めた「港区地域防災計画」を策定しています。

これに対し本計画は、平時からの事前対策に重点を置き、自然災害等が発生した際のリスクを明らかにした上で、最悪の事態に陥らないための取組を体系化した指針として策定するものです。

(3) 策定と今後の見直し

本計画は、港区基本計画と整合を取り、令和3年から令和8年までの6か年を計画期間とします。今後の見直しについては、港区基本計画と連携を図りながら、実施します。



2. 地域を強靱化する上での目標

国の国土強靱化基本計画との整合を取りながら、地域の強靱化を推進する上での「基本目標」とそれを実現するための「推進目標」を次のとおり設定します。

【基本目標】

- I 区民の生命を最大限守ること
- II 地域社会の重要な機能を維持し、生活・経済への影響をできる限り軽減すること
- III 区民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減すること
- IV 迅速な復旧・復興を可能とする備えをすること

【推進目標】

- 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)
- 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない
- 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- 7 制御不能な二次災害を発生させない
- 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

3. リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)と対応方策

推進目標を達成するためのリスクシナリオを定め、脆弱性評価の結果を踏まえて具体的な対応方策を次のように定めます。

	リスクシナリオ	主な対応方策
1	建物・道路等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	住宅等の耐震化や安全対策の推進、火災の発生予防、道路基盤やオープンスペースの整備等
	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	公共建築物の耐震性能の維持等
	広域にわたる津波等の発生による多数の死者の発生	防潮施設の機能維持、津波避難対策の構築
	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	雨水浸透機能の維持・確保等
	大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態	土砂災害対策の充実・強化
	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	業務継続体制の確保、行政による情報処理・発信体制の整備、避難体制の確保等
	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	備蓄物資の充実・確保、関係事業者との連携の強化、輸送体制の構築
	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	受援体制の確立、地域の災害対応力の向上
2	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足	総合的な帰宅困難者対策の推進
	医療施設及び関係者の不足による医療機能の麻痺	災害時保健・医療体制の構築、受援体制の確立等
	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	避難所における衛生管理等
	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	避難所の環境改善、避難所における衛生管理、災害廃棄物等処理体制の構築等
3	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化	地域における防犯力の向上
	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	業務継続体制の確保等
4	電力供給停止等による情報通信手段の麻痺・長期停止	非常用発電設備等の確保等
	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	行政による情報処理・発信体制の整備
5	施設の損壊・火災やサプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	事業所の業務継続体制の確保
	地域交通ネットワークが分断する事態	緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の推進等
7	市街地での大規模火災の発生	火災の発生予防等
	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の推進等
	有害物質の大規模拡散・流出	有害物質の適正管理の推進等
	風評被害等による経済等への甚大な影響	行政による情報処理・発信体制の整備
8	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	災害廃棄物等処理体制の構築
	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	道路基盤やオープンスペースの整備、受援体制の確立
	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	地域コミュニティの育成、地域における防犯力の向上
	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	公共建築物の耐震性能の維持等
	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	液状化対策の推進、雨水浸透機能の維持・確保、下水道施設等の維持管理等
	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	文化財の被害防止
事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	事前の復興まちづくり等	

4. 今後のスケジュール

令和3年 2月11日～3月10日 パブリックコメント(広報みなと2/11号に掲載)及び区民説明
3月 総務常任委員会(パブリックコメント結果報告)